

社会福祉法人永美福社会 評議員及び役員等 報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人永美福社会（以下「法人という」）定款 第九条及び第二三条の規定に基づき、法人の業務に従事する評議員及び役員等の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところとする。

- (1) 評議員とは社会福祉法人永美福社会定款第五条に基づき置かれるものをいう。
- (2) 役員とは定款第一六条による理事及び監事をいう。
- (3) 役員等とは役員及び評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員をいう。
- (4) 常勤役員とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所とし常時法人業務に携わるものをいう。
- (5) 非常勤役員とは役員等のうち常勤役員以外の者をいう。
- (6) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受けるものをいう。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。

(報酬の種類)

第3条 報酬は継続的に法人業務に従事する常勤役員と非常勤で法人業務に関わる評議員及び役員等とを区別し支給するものとする。

(1) 常勤役員

月次報酬及び賞与を支給する。

(2) 評議員及び非常勤役員等（非常勤理事及び監事、評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員）

評議員が評議員会に出席したとき、又は役員等が理事会、監事監査、評議員選任・解任委員会へ出席したとき及びその他当法人業務に携わったとき、第三者委員については法人の苦情対応業務に従事した場合に日額により支給する。

(報酬の額)

第4条 前条の報酬の額は、法人における職務の内容、運営状況等を総合的に勘案し、その基準額（別表1、2）を定めるものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬の支給方法は、次によるものとする。

(1) 常勤役員

社会福祉法人永美福社会職員給与規程に準じて職員給与支払日に銀行振込により支払う。賞与についても同様とする。

(2) その他の非常勤評議員、役員等

原則として必要な都度現金にて支払う。ただし、当該年度分をまとめて年度終了までに支払うことができる。

(重複支給の防止)

第6条 役員等が同一日に開催される複数の会議に出席した場合には、役員等の当該日報酬額のみを支給する。

2 当法人施設・事業所の職員を兼務する役員等はこの規程を適用せず、社会福祉法人永美福社会職員給与規程による。

(費用弁償)

第7条 役員等が業務により法人事業所外へ出張する場合は社会福祉法人永美福社会旅費規程の定めにより支給するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会及び理事会の承認を経て行うものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1

	役職名	報酬額	賞与	業務内容
常勤	常勤役員： 第3条（1） 役員（理事長、 専務役員）	別表2による	「社会福祉法人 永美福祉会職員 給与規程」による 月数と同額とする 月額報酬額の 4.1月分	（理事長） 法人全事業所の経営管理、 事務業務 理事会、評議員会、監事監 査等への出席 （専務役員） 法人事務業務 理事会、評議員会、監事監 査等への出席
非常勤	評議員： 第3条（2） （非常勤）	日額 6,000円		評議員会への出席
	理事： 第3条（2） 役員（非常勤）	日額 7,000円		理事会等への出席
	監事： 第3条（2） 役員（非常勤）	日額 7,000円		理事会・監事監査等への出 席
	評議員選任・解 任委員： 第3条（2） 役員（非常勤）	日額 5,000円		評議員選任・解任委員会へ の出席
	苦情解決第三者 委員： 第3条（2） 役員（非常勤）	日額 5,000円		苦情対応業務への従事

付記1 評議員の報酬総額は、年額 200,000円以内とする。

付記2 役員等の報酬総額は、年額 7,800,000円以内とする。

別表2 理事長・専務役員報酬

号俸	支給額	格付基準
1	月額 160,000 円	理事長：専務役員がいる場合
2	月額 243,000 円	専務役員
3	月額 272,000 円	理事長：専務役員がいない場合で 法人常勤役職員勤務10年未満
4	月額 322,000 円	理事長：専務役員がいない場合で 法人常勤役職員勤務15年未満
5	月額 388,000 円	理事長：専務役員がいない場合で 法人常勤役職員勤務15年以上
特	日額 12,000 円	理事長：常勤勤務でない場合